事　務　連　絡
令和５年 12 月 26 日

各｛都道府県
保健所設置市
特別区｝衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局医療課

オンライン資格確認を導入するための手続について（周知依頼）

今般、新設の保険医療機関及び保険薬局が診療開始月の月初からオンライン資格確認を導入できるよう必要な手続を整備し、「オンライン資格確認を導入するための手続について（協力依頼）」（令和５年 12 月 26 日付け保連発 1226 第１号・保医発 1226 第８号）（別添１）において、令和６年４月以降に新規指定を受ける医療機関等を対象とした地方厚生（支）局における取扱い等を示したところである。

保険医療機関等としての指定を受ける時点においてオンライン資格確認を導入するためには、医療機関等は、下記に示すとおり、計画的に準備作業を行う必要があることから、当該内容を貴管下保健所、関係機関等へ周知を図っていただくとともに、医療機関・薬局の開設許可に係る手続の際にも、適宜医療機関等に案内を行っていただきたく、ご協力願いたい。

記

１．オンライン資格確認の導入に向けて必要な準備

保険医療機関等としての指定を受ける時点においてオンライン資格確認を導入するためには、医療機関等は、顔認証付きカードリーダー等の調達作業などを計画的に行う必要がある。

導入に向けて必要な準備の全体・概要については、「オンライン資格確認の導入に向けて必要な手続き」（別添１の別紙３）及び「ネットワーク整備を含むオンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」（別添２）にまとめているため、これらを確認し、必要な対応をお願いしたい。手引きは厚生労働省のホームページ等において掲載しており、随時更新を行っていく予定である。

○厚生労働省のホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html
「ネットワーク整備を含むオンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」

２．受付番号

保険医療機関等がオンライン資格確認を利用するためには、医療機関等コードが必要ですが、保険医療機関等として指定される前の医療機関等は医療機関等コードを有していないことから、代替として地方厚生（支）局が受付番号を交付している。

保険医療機関等の指定を受けようとする医療機関等は、指定の申請に先立ち、提出期限（指定の２か月前を目安に地方厚生（支）局が設定し、ホームページ等で案内する期限）までに「受付番号情報提供依頼書兼回答書」（別添１の別紙１）を地方厚生（支）局（分室がある場合には、当該分室）に提出していただきたい。

また、地方厚生（支）局から受付番号の交付を受けた後、速やかに（指定の２か月前の 15 日までに）、オンライン資格確認の実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）に受付番号を含む所要の情報を提出し、その後、医療機関等向け総合ポータルサイトにおいてアカウント登録などの手続を行っていただきたい。

３．オンライン資格確認の導入計画書

医療機関等における計画的な導入を促すため、保険医療機関等は、オンライン資格確認の経過措置に該当する場合を除き、指定申請書の添付書類として、「オンライン資格確認の導入計画書」（別添１の別紙２）を提出するものとする。

以上

別添１

保連発 1226 第１号
保医発 1226 第８号
令和５年 12 月 26 日

地方厚生（支）局長　殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

オンライン資格確認を導入するための手続について（協力依頼）

日頃より、医療保険制度の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）については、令和５年４月から、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）等に基づき、オンライン資格確認を導入することが原則義務付けられたところです。一方で、保険医療機関等において、オンライン資格確認を利用して保険資格等のデータを安全に送受信するためには、医療機関等コードに紐付いた電子証明書が必要となります。

このため、新設の保険医療機関等が診療開始月の月初からオンライン資格確認を導入できるよう、今後の保険医療機関等の指定申請に係る手続について、地方厚生（支）局における取扱い等を下記のとおりとしていただきたく、ご協力よろしくお願いします。なお、詳細については、別途事務連絡にてお示しします。

記

１　保険医療機関等として指定される前の医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）は医療機関等コードを有していないことから、次のとおり、代替として受付番号の交付等を行うこと。（令和６年２月より対応）

（１）保険医療機関等の指定を受けようとする医療機関等に対しては、指定の申請に先立ち、提出期限（指定の２か月前を目安に地方厚生（支）局が設定し、ホームページ等で案内する期限）までに依頼があった場合に、受付番号を交付すること。

（２）地方社会保険医療協議会において、保険医療機関等としての指定の答申が行われた医療機関等については、地方社会保険医療協議会による答申が行われた

後速やかに、当該保険医療機関等に係る医療機関等コードを、医療保険情報提供等実施機関（※）に対して情報提供すること。

（※）社会保険診療報酬支払基金及び都道府県国民健康保険団体連合会から委託を受けた公益社団法人国民健康保険中央会が設置。医療保険者等から委託を受けて、オンライン資格確認等システムに関する業務等を共同して実施。

２　医療機関等における計画的な導入を促すため、オンライン資格確認の経過措置に該当する場合を除き、保険医療機関等の指定申請書の添付書類として、「オンライン資格確認の導入計画書」の提出を求めること。（令和６年３月より対応）

３　新設の保険医療機関等がオンライン資格確認を導入するために必要となる準備・手続等について、地方厚生（支）局のホームページ等において周知すること。（速やかに対応）

事　務　連　絡
令和３年１月 20 日
令和５年12月26日一部改正

地方厚生（支）局医療課長　殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚 生 労 働 省 保 険 局 医 療 課

オンライン資格確認を導入するための手続について（協力依頼）

保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）については、令和５年４月から、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）等に基づき、オンライン資格確認を導入することが原則義務付けられたところである。保険医療機関等において、オンライン資格確認を利用して保険資格等のデータを安全に送受信するためには、医療機関等コードに紐付いた電子証明書が必要となる。

このため、新設の保険医療機関等が診療開始月の月初からオンライン資格確認を導入できるよう、令和５年 12 月 26 日付けで、本事務連絡の一部を改正し、改正後の地方厚生（支）局における取扱い等を下記のとおりとされたく、ご協力いただきたい。その際、第１については令和６年２月から、第２については令和６年３月から、第３については速やかにご対応いただきたい。

なお、本事務連絡については、地方厚生局管理室に協議済みであることを申し添える。

記

第１　受付番号について

１　受付番号の情報提供について

オンライン資格確認を実施する際に保険医療機関等が利用する電子証明書は、

・　診療報酬明細書等に係る電子情報処理組織の使用による費用の請求（オンライン請求）での利用
・　医療保険情報提供等実施機関（※１。以下「実施機関」という。）における確実な運用・管理

に用いるため、医療機関等コードと紐付けられることとされている。

（※１）社会保険診療報酬支払基金及び都道府県国民健康保険団体連合会から委託を受けた公益社団法人国民健康保険中央会が設置。医療保険者等から委託を受けて、オンライン資格確認等システムに関する業務等を共同して実施。

このため、保険医療機関等がオンライン資格確認を利用するためには、医療機関等コードが必要となることから、利用の準備に当たり、事前にオンライン資格確認システムの医療機関等マスタに医療機関等コードを入力する必要がある。

ただし、新設の医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）については、保険医療機関として指定される以前には医療機関等コードを有していないことから、医療機関等コードの代替として活用できるよう、以下のとおり「受付番号」を情報提供すること（※２）。

（１）「受付番号情報提供依頼書兼回答書」について

保険医療機関等の指定を受けようとする医療機関等には、指定の申請に先立ち、「受付番号情報提供依頼書兼回答書」（別紙１）の提出を促すこと。また、その際、保険医療機関等においてオンライン資格確認の導入は原則として義務であり、受付番号の交付から導入までに要する期間も踏まえた指定希望日の設定を検討するよう促すこと。

なお、保険医療機関等の指定を受ける時点からオンライン資格確認の経過措置に該当するやむを得ない事情がある医療機関等は、指定の申請の際に併せて経過措置の届出を行えば「受付番号情報提供依頼書兼回答書」の提出が不要となる（※３）が、「オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイト」のフォームにより届出を受け付けている当面の間は、医療機関等は、当該経過措置に該当する場合でも、受付番号を用いてポータルサイトのアカウントを作成する必要があることから、地方厚生（支）局は、「受付番号情報提供依頼書兼回答書」の提出を求めること。

「受付番号情報提供依頼書兼回答書」の提出期限（指定の２月前が目安）については、審査の体制状況等を鑑み、地方厚生（支）局において設定し、地方厚生（支）局のホームページ等で案内すること。また、「受付番号情報提供依頼書兼回答書」の提出が、医療機関等コードの交付予定時期等を踏まえ適切でないと認められる時期になされた場合には、その旨説明し、返戻すること。

（２）受付番号の発行及び情報提供について

医療機関等から「受付番号情報提供依頼書兼回答書」の提出があった場合には、「受付番号情報提供依頼書兼回答書」の該当欄に、「受付番号」として、保険医療機関等としての指定の際に付与予定の医療機関等コードを追記すること。その上で、原則として診療開始月の前々月の 10 日（閉庁日の場合は原則翌開庁日）までに、当該医療機関等に対して、「受付番号情報提供依頼書兼回答書」の写しを発

送すること。

（※２）

・　医科・歯科併設の医療機関については、それぞれ「受付番号情報提供依頼書兼回答書」の提出が必要となる。

・　指定期日を遡及して指定を受ける医療機関等については対象外とする。

（※３）

紙レセプトによる請求が認められている保険医療機関等は、オンライン資格確認の原則義務化の例外であり、「受付番号情報提供依頼書兼回答書」の提出が不要となるが、令和６年４月以降は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和 51 年厚生省令 36 号）の一部改正により、新規に紙レセプトによる請求が認められる保険医療機関等がなくなることに留意すること。

２　受付番号情報提供後の取扱いについて

地方社会保険医療協議会（以下「地医協」という。）において、保険医療機関等としての指定の答申が行われた医療機関等については、地医協による答申が行われた後速やかに、当該医療機関等に係る医療機関等コードを実施機関に情報提供すること。この際、地方厚生（支）局においては、保険医療機関等管理システムから出力される「新規指定医療機関一覧表」の Excel 帳票のデータを実施機関のメールアドレス（※４）あてにメールで送付する手法により情報提供を行うものとすること。

なお、受付番号を情報提供した医療機関等について、保険医療機関等としての指定を行わなかった場合、保険医療機関等管理システム上の当該医療機関情報の状態区分を「８．未指定」に変更すること。

（※４）実施機関（社会保険診療報酬支払基金本部）連絡先

担当部署名　：　情報化企画部資格情報課
メールアドレス：　onsnew48@ssk.or.jp
住所　：　〒105-0004　東京都港区新橋 2 丁目 1 番 3 号（基金本部）
電話番号　：　03-3591-7441（基金本部代表）

第２　オンライン資格確認の導入計画書について

医療機関等は、保険医療機関等としての指定を受ける時点において、原則としてオンライン資格確認を導入している必要があることから、医療機関等における計画的な導入を促すため、地方厚生（支）局は、保険医療機関等の指定申請書の添付書類として「オンライン資格確認の導入計画書」（別紙２）の提出を求めること。ただし、保険医療機関等の指定を受ける時点からオンライン資格確認の経過措置に該当するやむを得ない事情がある医療機関等であって、指定の申請の際に併せて経過措

置の届出を行ったものについては、この限りでないこと。

地方厚生（支）局は、必要な記載事項が記入されていることを確認し、不備等がある場合には必要な補正を求めること。

第３　保険医療機関等としての指定を受けようとするものに対する周知について

地方厚生（支）局のホームページ等において、以下に掲げる内容について周知するとともに、新設の保険医療機関等として診療開始月の月初からオンライン資格確認を導入しようとする医療機関等に対しては、地方厚生（支）局から受付番号の交付を受けた後、速やかに医療機関等向け総合ポータルサイト（https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm）から受付番号の提示及び利用申請等の手続き（別紙３）を行うことが必要となる旨を案内すること。

（１）新設の保険医療機関等として診療開始月の月初からオンライン資格確認を導入しようとする医療機関等については、地方厚生（支）局において設定する提出期限（指定の２月前が目安）までに、地方厚生（支）局（分室がある場合には、当該分室）に対して、「受付番号情報提供依頼書兼回答書」の提出を行う必要があること。

（２）新設の保険医療機関等が診療開始月の月初からオンライン資格確認を導入するためには、通常、診療開始月の前々月の 15 日までに、実施機関に所要の情報（受付番号を含む。）を提出等する必要があること。

（３）その他、医療機関等は、顔認証付きカードリーダー等の調達などの導入作業を、計画的に行う必要があること。

（住所）
〒　　－

（氏名）

様

別紙１

←回答書の送付先を
記載してください。

受付番号　情報提供依頼書　兼　回答書

オンライン資格確認システムの導入のため、受付番号（保険医療機関等として指定された後に付与予定の医療機関等コード）の情報提供を希望します。

（情報提供を希望する医療機関・薬局）

医　科 ・ 歯　科 ・ 薬　局	名　称	
	所在地	〒　　－
指定希望日（予定）		令和　　年　　月　　日

上記のとおり依頼します。

令和　　年　　月　　日

○○　　厚生（支）局　御中

開設者

（氏名）※法人の場合は、名称、代表者の職・氏名

（保険医又は保険薬剤師の登録の記号及び番号）

※保険医又は保険薬剤師の場合は記入ください。

担当者の連絡先（電話番号）

上記の依頼について、受付番号を回答します。

受付番号

※当該回答は保険医療機関・保険薬局としての指定ではありません。受付番号はオンライン資格確認の準備にのみ利用し、適切に管理してください。

令和　　年　　月　　日

○○　　厚生（支）局

（公　印　省　略）

（住所）
〒　123　－　4567
東京都千代田区霞が関1－2－2

（氏名）　資格　太郎

様

ここに記載いただいた住所及び氏名宛に回答書を送付します。

記載例

←回答書の送付先を
記載してください。

赤字部分を記載の上、
提出してください。

受付番号　情報提供依頼書　兼　回答書

オンライン資格確認システムの導入のため、受付番号（保険医療機関等として指定された後に付与予定の医療

医科・歯科併設の医療機関は、それぞれで受付番号が必要となります。「受付番号情報提供依頼書兼回答書」を医科分と歯科分で別々にご提出ください。

（情

医　科 ・ 歯　科 ・ 薬　局	名　称	オン資クリニック
	所在地	〒　123　－　4567 東京都千代田区霞が関1－2－2
指定希望日（予定）		令和　6　年　4　月　1　日

上記のとおり依頼します。

令和　6　年　2　月　1　日

〇〇　　厚生（支）局　御中

開設者

（氏名）※法人の場合は、名称、代表者の職・氏名

資格　花子

（保険医又は保険薬剤師の登録の記号及び番号）

※保険医又は保険薬剤師の場合は記入ください。

〇〇XXXX

担当者の連絡先（電話番号）

XXX-XXX-XXXX

上記の依頼について、受付番号を回答します。

受付番号

※当該回答は保険医療機関・保険薬局としての指定ではありません。受付番号はオンライン資格確認の準備にのみ利用し、適切に管理してください。

令和　　年　　月　　日

〇〇　　厚生（支）局

（公　印　省　略）

（別紙2）

オンライン資格確認の導入計画書

Ⅰ．医療機関・薬局の基本情報

① 医療機関・薬局	（フリガナ）			
	名　称			
	所在地	〒　　－		
② 開設者（法人の場合は代表者）	（フリガナ）		保険医又は保険薬剤師の登録の記号及び番号	
	氏　名			
	住　所	〒　　－		
	電話番号	－　　－	Email（任意）	

Ⅱ．届出内容

（1）ポータルサイト関係手続		
	③ アカウント作成 （済み／未実施）	
	④ 利用申請・電子証明書の発行申請 （済み／未実施）	
（2）カードリーダー		
	⑤ 調達状況 （ア～ウから選択）	
	（ア 整備済み　イ 契約済み （　　月整備予定）　ウ 見積もり中）	
	⑥ メーカー名	
（3）ネットワーク整備		
	⑦ 整備状況 （ア～ウから選択）	
	（ア 整備済み　イ 契約済み （　　月整備予定）　ウ 見積もり中）	
	⑧ ネットワーク導入事業者名	
	⑨ ネットワーク種類 （IP-VPN／IPsec+IKE）	
（4）導入作業等		
	⑩ 導入作業開始（予定）日	西暦　　年　　月　　日
	⑪ システム導入事業者名	
	⑫ 運用開始（予定）日	西暦　　年　　月　　日
	⑬ 診療・調剤開始（予定）日	西暦　　年　　月　　日

※ 本計画書は、保険医療機関等の指定申請書に添付して、地方厚生（支）局に提出してください。
ただし、保険医療機関等の指定を受ける時点からオンライン資格確認の経過措置に該当するやむを得ない事情がある医療機関等であって、指定の申請の際に併せて経過措置の届出を行ったものについては、この限りではありません。

※ オンライン資格確認の導入に当たっては、「ネットワーク整備を含むオンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」の内容も参考に、計画的な準備をお願いします。

別紙３

保険医療機関・保険薬局の新設を予定される方向け

オンライン資格確認の導入に向けて必要な手続き

診療開始月の月初から「オンライン資格確認」の導入を行うためには、以下のスケジュールを目安に、必要な手続きを進めていただくようお願いします。

スケジュール（目安）

～診療開始3月前	システム導入等の依頼と同時	・・・	指定2か月前	指定1か月前
①顔認証付きカードリーダーの選定/調達 ②ネットワーク準備	③見積依頼 ④発注		【地方厚生（支）局の提出期限までに】＊ ⑤受付番号の情報提供依頼 【15日までに】 ⑥オンライン資格確認実施機関へ受付番号提出 ⑦医療機関等向け総合ポータルサイトのアカウント登録 ⑧オンライン資格確認利用申請、電子証明証発行申請	⑨保険医療機関等の指定申請

＊ 提出期限は地方厚生（支）局によって異なりますので、HP等でご確認ください。

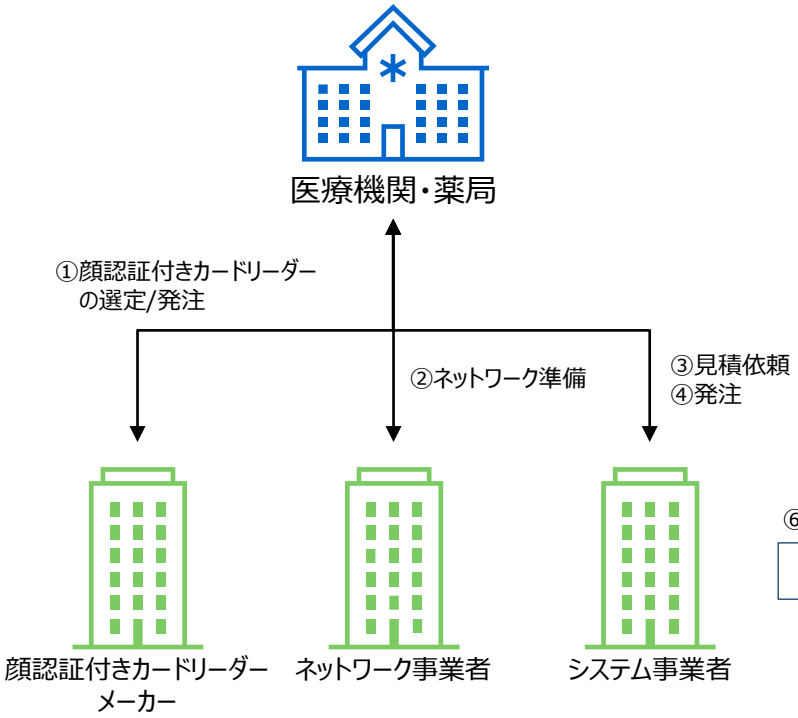

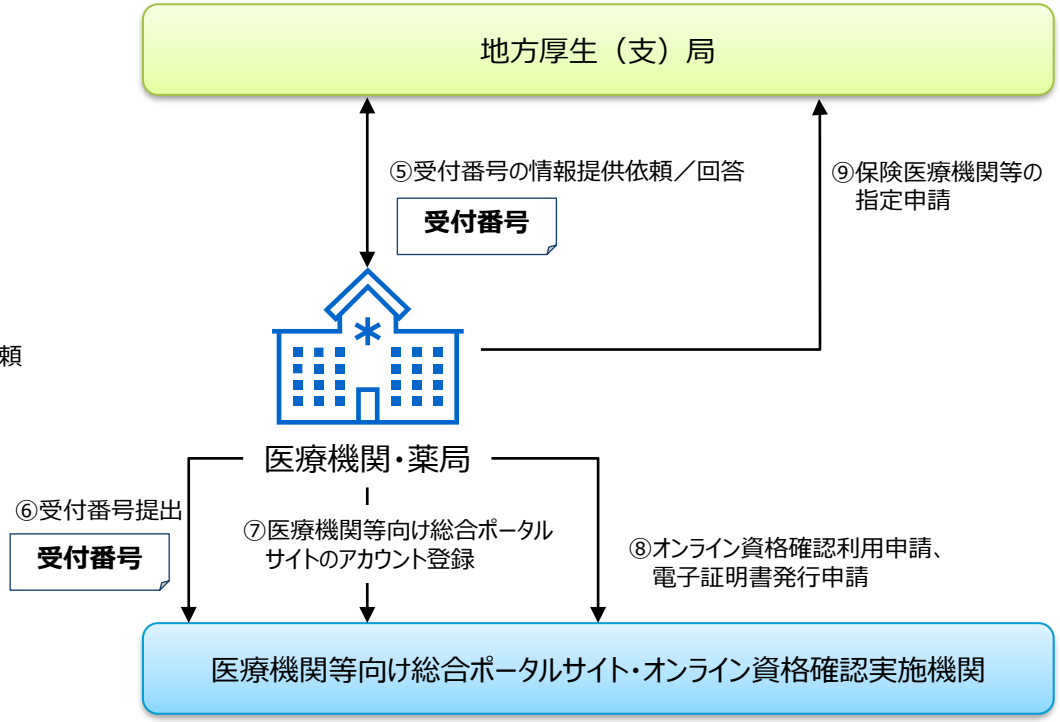

保険医療機関・保険薬局の新設を予定される方向け

オンライン資格確認の導入に向けて必要な手続き

各手続きの概略

1 顔認証付きカードリーダーの選定/調達 【顔認証付きカードリーダーメーカー】
どの顔認証付きカードリーダーを購入するか選定し、顔認証付きカードリーダーのメーカーに調達を行ってください。

2 ネットワーク準備 【ネットワーク事業者】
オンライン資格確認用のネットワークの敷設を、ネットワーク事業者に依頼してください。
※オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧（https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/online_04.files/claimsys35.pdf）

3 見積依頼 【システム事業者】
システム事業者にオンライン資格確認の導入に関する見積依頼を行ってください。

4 発注 【システム事業者】
見積確認後、システム事業者に発注を行ってください。

5 受付番号の情報提供依頼 【地方厚生（支）局】
地方厚生（支）局の提出期限までに地方厚生（支）局へ受付番号の情報提供依頼を行ってください。
※提出期限の詳細は、医療機関等の所在する地方厚生（支）局へご確認ください。

6 オンライン資格確認実施機関へ受付番号提出 【オンライン資格確認実施機関】
地方厚生（支）局から受付番号の回答を受けた後、指定2か月前の15日までにオンライン資格確認実施機関へ提出してください。こちらをもって医療機関等向け総合ポータルサイトへのアカウント登録が可能となります。

7 医療機関等向け総合ポータルサイトのアカウント登録 【オンライン資格確認実施機関】
医療機関等向け総合ポータルサイト※に受付番号でアカウント登録をしてください。
※オンライン資格確認実施機関が開設するオンライン資格確認導入に向けたポータルサイト（https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm）

8 オンライン資格確認利用申請、電子証明書発行申請 【オンライン資格確認実施機関】
医療機関等向け総合ポータルサイトから、受付番号でオンライン資格確認の利用申請と電子証明書発行申請をしてください。

9 保険医療機関等の指定申請 【地方厚生（支）局】
保険医療機関・保険薬局として指定を受けようとするときは、地方厚生（支）局の提出期限までに地方厚生（支）局へ「保険医療機関・保険薬局指定申請書」を提出する必要があります。
※保険医療機関・保険薬局の指定に係る詳細は、医療機関等の所在する地方厚生（支）局へご確認ください。

オンライン資格確認の導入に向けて必要な手続き

お問い合わせ先

オンライン資格確認実施機関（医療保険情報提供等実施機関）

・医療機関等向け総合ポータルサイト（社会保険診療報酬支払基金）
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm
※チャットボットサービスあり

電話番号：0800-0804583（通話無料）　（月～金8:00～18:00　土8:00～16:00（いずれも祝日を除く））
メール　：contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

※【⑤受付番号の情報提供依頼】については、医療機関等の所在する地方厚生（支）局都府県事務所等へご確認ください。

各地方厚生（支）局の保険医療機関・保険薬局の指定に関する申請については、以下URLからご確認ください。

北海道厚生局	関東信越厚生局	近畿厚生局	四国厚生支局
東北厚生局	東海北陸厚生局	中国四国厚生局	九州厚生局

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和5年12月時点

別添2

令和６年４月以降に
新規指定を受ける医療機関等向け

ネットワーク整備を含む
オンライン資格確認導入に向けた
準備作業の手引き

【医療機関・薬局の方々へ】

令和5年12月
厚生労働省保険局

シカク君

準備作業のステップ

オンライン資格確認の利用に向けた準備作業は以下の4ステップになります。
顔認証付きカードリーダーの到着や、システム事業者の現地作業までに期間を要するため、お早めに顔認証付きカードリーダーの発注/システム事業者への発注をお願いいたします。

1. 顔認証付きカードリーダー調達

指定の3か月前（目安）まで ※1

1. **顔認証付きカードリーダー選定/調達**
   - ▶メーカーに問い合わせ

「顔認証付きカードリーダー調達」と同時に行う

2. **ネットワークの準備**
   - ▶各医療機関・薬局で対応

2. システム事業者へ発注

システム導入等の依頼と同時

1. **見積依頼**
   - ▶システム事業者に依頼

見積依頼項目 ※2
①各種機器の導入・設定
②システムの改修・動作確認
③ネットワークの設定・疎通確認

システム導入等の依頼と同時

2. **発注**
   - ▶システム事業者に発注

3. 受付番号の取得／利用申請

指定の２か月前まで

1. **受付番号の提供依頼**
   - ▶各地方厚生（支）局に依頼
2. **実施機関へ受付番号提出 ※3**
   - ▶実施機関へ提供
3. **アカウント登録**
   - ▶各医療機関・薬局で対応
4. **オンライン資格確認利用申請**
   - ▶各医療機関・薬局で対応

システム導入日の5営業日前まで

4. 導入・運用準備／指定申請

4-1. 導入

1. **機器受取/設定 ※4**
   - ▶システム事業者にて設定

システム事業者による訪問
1～4回(目安)

2. **運用テスト ※4**
   - ▶システム事業者にてテスト
3. **運用開始日の入力**

4-2. 運用準備

1. **受付業務等の確認**
   - ▶各医療機関・薬局で対応
2. **患者向け掲示の準備（個人情報保護の利用目的の例示等）**
   - ▶各医療機関・薬局で対応

指定の１か月前まで

4-3. 指定申請

1. **保険医療機関等の指定の申請**
   - ▶各地方厚生（支）局に申請

運用開始

※1：顔認証付きカードリーダーの納期はメーカーの生産状況等によって異なるため、各メーカーにお問い合わせください。（必要に応じて事前にシステム業者に対して機種をご相談ください）
※2：見積依頼項目の内容については次ページをご参照ください。なお、システム事業者の契約範囲によっては、パソコン等を別途発注する必要もございます。
※3：「実施機関」とは社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会を指します。
※4：立会い有無など必要な対応が異なる場合があるため、システム事業者にご確認ください。

なお、上記は一般的な診療所・薬局を想定した準備作業のステップとなります。
大規模な病院やチェーン展開の薬局については、施設規模等によって準備作業のステップが異なると想定されるため、システム事業者へご確認ください。

〈参考〉システム事業者に依頼いただく作業概要

オンライン資格確認の導入にあたっては、ご利用のレセプトコンピュータ等のシステム事業者に各種作業を依頼いただく必要があります。下記①～③を参照のうえ、システム事業者への相談・依頼をお願いいたします。

医療機関・薬局

オンライン資格確認の機器

顔認証付き
カードリーダー

資格確認端末
（パソコン）

① 各種機器の導入・設定

- パソコンの設定（アカウント、ネットワークの接続等）
- 必要なアプリケーション（支払基金配布アプリケーション、顔認証付きカードリーダーアプリケーション）のインストール
- 電子証明書のインストール

▶システム事業者に依頼

ご利用のシステム

レセプト
コンピュータ

電子カルテ
システム/
調剤システム

② システムの改修・動作確認

- パッケージソフトの改修機能のインストール、設定
- 運用テストの実施

▶システム事業者に依頼

ルーター

オンライン資格確認等用
（オンライン請求）
ネットワーク

③ ネットワークの設定・疎通確認

- ルーティングの設定（院内/局内ネットワークと資格確認端末の通信、資格確認端末とオンライン資格確認等システムとの通信）
- ネットワークの疎通確認

▶システム事業者に依頼

支払基金・国保中央会

オンライン資格確認等システム

【電子カルテシステム等を導入していない医療機関等向け】
診療/薬剤・特定健診等情報を閲覧したい場合

この場合、システム事業者にて下記2点の作業も追加で必要となります。

- セキュリティ基準を満たした診療/薬剤・特定健診等情報閲覧用端末の増設
- 閲覧用端末を使用する場所（診察室等）へオンライン資格確認等システム接続可能回線の引き込み

本ページの作業概要は各医療機関・薬局でご利用のシステムの状況により異なる可能性がありますので、システム事業者に必ずご確認ください。

〈参考〉診療/薬剤・特定健診等情報の閲覧方法及び準備作業について

診療/薬剤・特定健診等情報は、施設内の端末から閲覧することが可能です。閲覧する端末ごとに必要な対応を整理しましたので、施設内のシステム環境や業務の実態に応じてご検討ください。また、まずはシステム事業者へ相談をお願いいたします。

閲覧方法の例	ご対応いただく作業
a. 電子カルテシステム/調剤システムで閲覧するパターン 診察室等にて、ご利用の電子カルテ等のパソコンで、患者の診療/薬剤・特定健診等情報を閲覧することができます。 受付：顔認証付きカードリーダー等で患者の同意取得 ▶ 診察室等：電子カルテシステム/調剤システムで閲覧	● パッケージソフトの改修機能のインストール、設定 ※電子カルテシステム/調剤システムのシステム事業者へご利用のシステムが医療情報等の閲覧に対応しているかどうか、ご相談ください。
b. 閲覧用端末で閲覧するパターン 診察室等にて、新たに診療/薬剤・特定健診等情報閲覧用端末（パソコン）を設置し、閲覧用端末で患者の診療/薬剤・特定健診等情報を照会し、閲覧することができます。 受付：顔認証付きカードリーダー等で患者の同意取得 ▶ 診察室等：閲覧用端末（パソコン）で閲覧	● セキュリティ基準を満たした診療/薬剤・特定健診等情報閲覧用端末の増設 ● 閲覧用端末を使用する場所（診察室等）へオンライン資格確認等システム接続可能回線の引き込み ● 診療/薬剤・特定健診等情報閲覧用端末において閲覧するための設定
c. 資格確認端末で閲覧するパターン 受付に設置されている資格確認端末で患者の診療/薬剤・特定健診等情報を閲覧できます。また、結果を紙に印刷等して、閲覧することができます。 受付：顔認証付きカードリーダー等で患者の同意取得 ▶ 資格確認端末（パソコン）で閲覧 - - > 診察室等	● 資格確認端末において閲覧するための設定

※ 既にオンライン資格確認の導入済の場合やご自身で設定を行う場合は、セットアップ手順書を公開していますので、導入する閲覧方法に応じてご活用ください。
閲覧方法b：医療機関等向けセットアップ手順書（医療情報閲覧用端末編）
閲覧方法c：医療機関等向けセットアップ手順書（資格確認端末にて医療情報閲覧用端末の画面を利用する場合）
※ 診療/薬剤・特定健診等情報の閲覧には、顔認証付きカードリーダー等によるマイナンバーカードでの患者の本人確認及び同意取得が必要です。

1. 顔認証付きカードリーダー調達

顔認証付きカードリーダー調達

1. 顔認証付きカードリーダー選定/調達
2. ネットワークの準備

システム事業者へ発注

1. 見積依頼
2. 発注

受付番号の取得／利用申請

1. 受付番号の提供依頼
2. 実施機関へ受付番号提出
3. アカウント登録
4. オンライン資格確認利用申請

導入・運用準備／指定申請

導入

1. 機器受取/設定
2. 運用テスト
3. 運用開始日の入力

運用準備

1. 受付業務等の確認
2. 患者向け掲示の準備（個人情報保護の利用目的の例示等）

指定申請

1. 保険医療機関等の指定の申請

運用開始

1 顔認証付きカードリーダー選定/調達

指定の３か月前（目安）までに ※1

顔認証付きカードリーダーを選定

- 医療機関等向け総合ポータルサイトの「顔認証付きカードリーダーカタログ」の製品紹介動画等も参考に、いずれの製品を希望するか、検討してください。

▼顔認証付きカードリーダーは医療機関等向け総合ポータルサイトにカタログを掲載しております。

顔認証付きカードリーダーカタログにてサイズや機能をご確認の上、お選びください。製品の選定に迷う場合は、システム事業者にご相談ください。

【参考】

富士通Japan株式会社

パナソニックコネクト株式会社

株式会社アルメックス

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

アトラス情報サービス株式会社

顔認証付きカードリーダー調達

▶メーカーに問い合わせ

- 顔認証付きカードリーダー選定後、各メーカーに問い合わせてください。

▼富士通Japan株式会社
https://azmarche.com/item/FJM_PFU_CAORA.html

▼パナソニックコネクト株式会社
https://connect.panasonic.com/jp-ja/products-services_onlineinfo_support#purchase

▼株式会社アルメックス
https://www.almex.jp/mc/mynatouch/request/list.html

▼キヤノンマーケティングジャパン株式会社
https://canon.jp/business/solution/ht-mobile/lineup/edge/hicara

▼アトラス情報サービス株式会社
https://www.atlas-is.co.jp/exc-9000/

「顔認証付きカードリーダーカタログ」は下記よりご覧ください。
https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/application/post-6.html

※1：顔認証付きカードリーダーの納期はメーカーの生産状況等によって異なるため、各メーカーにご確認ください。

〈参考〉顔認証付きカードリーダー関連情報

医療機関等向け総合ポータルサイトに顔認証付きカードリーダーについての詳しい説明を掲載しています。
発注の際のご参考に、ぜひご活用ください。

トップページ＞オンライン資格確認＞
オンライン資格確認（顔認証付きカードリーダーを用いた資格確認）＞
顔認証付きカードリーダーカタログ
https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/application/post-6.html

資料

- 顔認証付きカードリーダーの概要資料

- 顔認証付きカードリーダーの製品比較表

動画

- 製品紹介動画

富士通Japan株式会社

https://youtu.be/mR06B4p0Qt4

パナソニック
コネクト株式会社

https://biz.panasonic.com/jp-ja/products-services_onlineinfo

株式会社アルメックス

https://youtu.be/esB_yEbF0MU

キヤノンマーケティング
ジャパン株式会社

https://www.youtube.com/watch?v=s8UbYrK1HMA

アトラス情報サービス
株式会社

https://youtu.be/qLWIaGx9YwM

2 ネットワークの準備

「顔認証付きカードリーダー発注」と同時に行う

ネットワークの準備

- オンライン資格確認等システムに接続可能な回線をご準備ください。
  （「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」の「（参考）オンライン資格確認　接続可能回線」欄に〇があるものが接続可能回線となります。）
- 接続ができないネットワーク回線を敷設済みの場合は、オンライン資格確認等システムに接続ができるネットワーク事業者（「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」に記載されているネットワーク事業者）と契約してください。※１

「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」のURL
https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/online_04.files/claimsys35.pdf

ネットワーク回線の確認方法

- 使用するネットワーク回線の事業者名、回線種別、サービス名を確認する。
- 当該ネットワーク回線が、「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」において、オンライン資格確認等システムに接続可能なものとされているかを確認する。

※1：事業者によっては契約までに時間を要する可能性があるため、早めに事業者へ問い合わせを行ってください。

〈参考〉電気通信回線種別（IP-VPN接続方式/IPsec＋IKE接続方式）

オンライン資格確認は、オンライン請求も可能な回線環境を活用します。ご利用できるネットワークの回線種類は、IP-VPN接続方式（光回線に限る）とIPsec＋IKE接続方式の２種類です。

■ IP-VPN接続方式（光回線に限る）

事業者名	種別
ＮＴＴ東日本・西日本	フレッツ 光ネクスト
	フレッツ 光クロス
	フレッツ 光ライト
	フレッツ 光ライトプラス
中部テレコミュニケーション株式会社（ＣＴＣ）	ビジネスコミュファ光
株式会社ＱＴｎｅｔ	ＢＢＩＱ
光コラボレーション事業者等※1	―

■ IPsec＋IKEサービス提供事業者（インターネット接続方式）

事業者名	サービス名
株式会社ＮＴＴＰＣコミュニケーションズ	○オンライン資格確認・オンライン請求向け ＩＰ－Ｍｅｍｂｅｒｓ
株式会社ＮＴＴデータ中国	○オンライン資格確認向け @OnDemand接続サービス ○オンライン請求向け レセプトオンライン接続サービス
富士通株式会社	○オンライン資格確認向け FENICS II ユニバーサルコネクトアドバンス メディカルVPN接続サービス ○オンライン請求向け ＦＥＮＩＣＳメディカル・グループネットサービス
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社	○オンライン資格確認向け セキュアネットワークサービス SecureMinder オンライン資格確認 インターネットVPN セキュアネットワークサービス SecureMinder オンライン資格確認 IPsec over IP-VPN(フレッツ光ネクスト) ○オンライン請求向け セキュアネットワークサービス SecureMinder レセプト

※既設回線の場合、上記4業者との追加契約が別途必要となります。

上記の表は「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」より抜粋しております。詳細は下記のURLよりご確認ください。
「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/online_04.files/claimsys35.pdf

※１：光コラボレーション事業者が提供するサービスでもオンライン請求・オンライン資格確認が利用可能な場合がございます。サービスの詳細については各事業者へお問合せください。

2. システム事業者へ発注

顔認証付きカードリーダー調達	システム事業者へ発注	受付番号の取得／利用申請	導入・運用準備／指定申請			運用開始
			導入	運用準備	指定申請	
1 顔認証付きカードリーダー選定/調達	1 見積依頼	1 受付番号の提供依頼	1 機器受取/設定	1 受付業務等の確認	1 保険医療機関等の指定の申請	
2 ネットワークの準備	2 発注	2 実施機関へ受付番号提出	2 運用テスト	2 患者向け掲示の準備（個人情報保護の利用目的の例示等）		
		3 アカウント登録	3 運用開始日の入力			
		4 オンライン資格確認利用申請				

2. システム事業者へ発注

1 見積依頼

システム導入等の依頼と同時

▶システム事業者に依頼

- システム事業者においてP.2に示すような作業が必要となります。新規指定に向けたレセプトコンピュータ等のシステム構築と同じタイミングでオンライン資格確認導入の見積もりを依頼してください。
- その際に以下をお伝えください。

システム事業者へお伝えいただく内容

- 顔認証付きカードリーダーの製品名（発注済みの場合）

見積提示にあたってシステム事業者から各医療機関・薬局に対して確認が発生する可能性があります。代表的なものは下記の通りです。

システム事業者からの確認事項（例）

- 顔認証付きカードリーダーの希望設置場所
- パソコン（推奨OS搭載）等の別途発注要否　※2
- オプション機能の要否　※3
- オンライン請求回線の導入有無・回線種別等 ※4

2 発注

システム導入等の依頼と同時

▶システム事業者に発注

- 提示された見積をご確認の上、システム事業者への発注をお願いします。

※1：資格確認端末（パソコン）には推奨OS（Windows10 IoT Enterprise 2019 LTSC 64bit版、又は Windows10 Enterprise 2019 LTSC 64bit版）を設けています。
※2：レセプトコンピュータ等のオプション機能や追加パソコン（診療/薬剤・特定健診等情報閲覧用端末の増設）がある場合があります。
※3：オンライン資格確認で利用できる電気通信回線は、IP-VPN接続方式（光回線に限る）とIPsec＋IKE接続方式の２種類です。
　P8〈参考〉電気通信回線種別をご参照いただき、契約する種別・サービス名より電気通信回線種別をご確認ください。
※4：システム事業者の対応スケジュール等によるため、お早めにシステム事業者にご相談ください。

3. 受付番号の取得／利用申請

顔認証付きカードリーダー調達	システム事業者へ発注	受付番号の取得／利用申請	導入・運用準備／指定申請			運用開始
			導入	運用準備	指定申請	
1 顔認証付きカードリーダー選定/調達	1 見積依頼	1 受付番号の提供依頼	1 機器受取/設定	1 受付業務等の確認	1 保険医療機関等の指定の申請	
2 ネットワークの準備	2 発注	2 実施機関へ受付番号提出	2 運用テスト	2 患者向け掲示の準備（個人情報保護の利用目的の例示等）		
		3 アカウント登録	3 運用開始日の入力			
		4 オンライン資格確認利用申請				

3. 受付番号の取得／利用申請

指定の2か月前まで

1 受付番号の提供依頼

▶各地方厚生（支）局へ依頼

- 各地方厚生（支）局へ「受付番号情報提供依頼書兼回答書」を提出し、受付番号の情報提供依頼を行ってください。

2 実施機関へ受付番号提出

▶実施機関へ提供

- 地方厚生（支）局から受付番号の回答を受けた後、速やかに実施機関へ提出してください。
- 提出方法については、以下URLをご参照ください。

URL：https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/news/dype.html

【お問合せ先】

・電話番号：0800-0804583（通話無料）
（月～金8:00～18:00 土8:00～16:00（いずれも祝日を除く））
・メール ：contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

アクセスはこちらからも可能です ▶

3 アカウント登録

▶各医療機関・薬局で対応

- 医療機関等向け総合ポータルサイトでアカウント登録を行ってください。※1
- オンライン資格確認等システムの利用申請、電子証明書発行依頼は医療機関等向け総合ポータルサイトから行うことができます。
- 登録したメールアドレスにオンライン資格確認に関する重要なお知らせや最新の情報を送ります。

アカウント登録がお済みでない方は、下記のURLからポータルサイトへアクセスしてアカウント登録を行ってください。※1

医療機関等向け総合ポータルサイト

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm

アクセスはこちらからも可能です ▶

※1：実施機関へ受付番号提示後、４営業日（目安）でアカウント登録が可能となります。

4 オンライン資格確認利用申請

システム導入日の5営業日前（目安）まで

必要情報の確認

- **オンライン資格確認の利用申請には以下の情報が必要となりますので事前にご確認ください。**

申請時に必要となる情報

- **電気通信回線種別**（IP-VPN接続方式・IPsec＋IKE接続方式のいずれか） ※1
- **お客さまID**（IP-VPN接続方式でNTT回線利用の場合※1 ）
- **オンライン資格確認の利用開始予定年月**
- **運用テスト開始予定年月**（決定している場合）

ポータルサイトで申し込み

▶各医療機関・薬局で対応

- **オンライン資格確認利用申請を行ってください。**

トップページ＞オンライン資格確認＞オンライン資格確認（顔認証付きカードリーダーを用いた資格確認）の「利用申請・補助申請される方」内の**3. オンライン資格確認利用申請** から申請可能です。

続けて申請

- **電子証明書発行申請**
  - **「オンライン資格確認利用申請」完了後に電子証明書の発行画面へ進みます。**
  - オンライン資格確認等システムで利用者がデータを安全に送受信するために接続するパソコンごとに電子証明書が必要です。※2

ポータルサイトで申し込み

https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/application/post-4.html

※1：オンライン資格確認で利用できる電気通信回線は、IP-VPN接続方式（光回線に限る）とIPsec＋IKE接続方式の２種類です。
P8〈参考〉電気通信回線種別をご参照いただき、契約する種別・サービス名より電気通信回線種別をご確認ください。
※2：オンライン資格確認、オンライン請求でパソコンを分ける場合はパソコンごとに電子証明書が必要です。

4. 導入・運用準備／指定申請

顔認証付きカードリーダー調達	システム事業者へ発注	受付番号の取得／利用申請	導入・運用準備／指定申請			運用開始
			導入	運用準備	指定申請	
1 顔認証付きカードリーダー選定/調達	1 見積依頼	1 受付番号の提供依頼	1 機器受取/設定	1 受付業務等の確認	1 保険医療機関等の指定の申請	
2 ネットワークの準備	2 発注	2 実施機関へ受付番号提出	2 運用テスト	2 患者向け掲示の準備（個人情報保護の利用目的の例示等）		
		3 アカウント登録	3 運用開始日の入力			
		4 オンライン資格確認利用申請				

1 機器受取/設定

事前準備

- システム事業者による機器設定作業の前に、下記の準備事項をご確認ください。

機器設定前の準備事項

- 顔認証付きカードリーダーの受け取り
- 電子証明書 通知書（簡易書留）の受け取り
（機器設定作業の5営業日前までに電子証明書発行申請を完了してください。**電子証明書通知書は右記の機器設定作業の前までに必ずお受け取りください。**）

※イラストはイメージです

システム事業者による機器設定作業の受け入れ

▶システム事業者にて設定

- 機器設定作業にあたり、システム事業者の現地作業が発生し、立会いが必要な場合がありますので、医療機関・薬局側での対応内容をシステム事業者へご確認ください。

システム事業者による作業内容（例）

- パソコン等の設定作業
- ルーター等のネットワーク設定作業（配線工事含む）
- ネットワークの疎通確認
- レセプトコンピュータ等の機能追加

2 運用テスト

システム事業者による運用テストの受け入れ

▶システム事業者にてテスト

- 全ての導入作業完了後、正常にシステムが動作するかを確認する「運用テスト」をシステム事業者が行います。立会いが必要な場合がありますので、医療機関・薬局側での対応内容をシステム事業者へご確認ください。

3 運用開始日の入力

ポータルサイトで運用開始日を入力

▶各医療機関・薬局で対応

- システムの導入や運用開始の準備が完了したら、医療機関等向け総合ポータルサイトで運用開始日の入力をお願いします。

※ 運用開始日の入力は、医療情報・システム基盤整備充実体制加算の施設基準の一つとなります。

運用開始日の入力についての留意事項

- 自施設で運用を開始された日もしくは予定日を入力してください。
- 入力完了後は特段の手続き等は必要ありません。
- 入力には医療機関等向け総合ポータルサイトへのログインが必要です。

オンライン資格確認　運用開始日入力フォーム

https://shinsei.iryohokenjyoho-portalsite.jp/pc/enquete/start/

アクセスはこちらからも可能です ▶

所要時間1分程度

※ 最終準備においては、配信アプリケーション等の設定の確認を行ってください。確認方法は、「配信アプリケーションの確認について」（以下URL）をご確認ください。https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/haishin_application.pdf

1 受付業務等の確認

導入後の業務の理解

▶各医療機関・薬局で対応

- **医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載の動画【導入後の業務と機能編】、運用マニュアル等で導入後の受付業務等の流れをご確認ください。**

システム事業者より操作マニュアル等の提供がある場合にはそちらもご参照ください。

動画

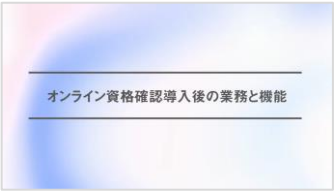

トップページ　>オンライン資格確認 > オンライン資格確認（顔認証付きカードリーダーを用いた資格確認）　>　オンライン資格ってなに？

https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/about/

運用マニュアル

トップページ >オンライン資格確認 > オンライン資格確認（顔認証付きカードリーダーを用いた資格確認）> 各種資料ダウンロード > 医療機関・薬局の運用について知りたい方はこちら

https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/post-13.html

- **オンライン資格確認の導入を踏まえた受付業務等の確認を行ってください。**

具体的な作業内容例

- 自施設における職員や患者の動きをイメージし、オンライン資格確認導入後の受付業務等の確認を行ってください。
- 上記について職員の方に説明し、運用開始に向けた準備を行ってください。
- 「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程」の準備 ※1

※1：厚生労働省HPに掲載の 「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例」をご確認いただき、自施設に合わせて内容をご検討ください。作成にあたり技術的に不明な点がある場合は、システム事業者へご相談ください。
「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例」 https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000679713.pdf

2 患者向け掲示の準備（個人情報保護の利用目的の例示等）

「個人情報保護の利用目的」の提示

▶各医療機関・薬局で対応

- **「個人情報保護の利用目的」の提示を行ってください。**

患者向けに掲示を行っている「個人情報保護の利用目的」について、オンライン資格確認の利用開始に伴い一部更新が必要となります。

厚生労働省HPにて公開していますので、参考にしていただき更新をお願いいたします。
https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000757681.pdf

オンライン資格確認を導入する医療機関等における個人情報の利用目的の例示

【対照表】

別表2　医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される利用目的（医療機関等の場合）＊	オンライン資格確認を導入した医療機関等における個人情報の利用目的の例示
【患者への医療の提供に必要な利用目的】 〔医療機関等の内部での利用に係る事例〕 （略） 〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕 ・当該医療機関等が患者等に提供する医療サービスのうち、 －他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携 －他の医療機関等からの照会への回答 －患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合 －検体検査業務の委託その他の業務委託 －家族等への病状説明 ・医療保険事務のうち、 －保険事務の委託 －審査支払機関へのレセプトの提出 －審査支払機関又は保険者からの照会への回答 ・事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知 ・医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等 【上記以外の利用目的】 （略）	【患者への医療の提供に必要な利用目的】 〔医療機関等の内部での利用に係る事例〕 （略） 〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕 ・当該医療機関等が患者等に提供する医療サービスのうち、 －他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携 －他の医療機関等からの照会への回答 －患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合 －検体検査業務の委託その他の業務委託 －家族等への病状説明 ・医療保険事務のうち、 －保険事務の委託 －審査支払機関へのレセプトの提出 －審査支払機関又は保険者への照会 －審査支払機関又は保険者からの照会への回答 ・事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知 ・医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等 【上記以外の利用目的】 （略）

＊「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知）「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

ポスター・ステッカーの掲示

▶各医療機関・薬局で対応

- **オンライン資格確認に対応していることを示すポスター・ステッカーの掲示を行ってください。**

ポスター・ステッカーや顔認証付きカードリーダーの使い方等の広報物は厚生労働省HPからダウンロードできます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html

マイナ受付のポスターステッカー

「マイナ保険証、１度使ってみませんか」キャンペーンのポスター

※「顔認証付きカードリーダーの使い方」の案内チラシは顔認証付きカードリーダーの機種に合わせてご用意しています。お使いの顔認証付きカードリーダー機種に合わせて厚生労働省HPよりダウンロードの上、お使いください。

開設の1か月前まで

1 保険医療機関等の指定申請

▶各地方厚生（支）局へ申請

- 保険医療機関・保険薬局として指定を受けようとするときは、地方厚生（支）局の提出期限までに地方厚生（支）局へ「保険医療機関・保険薬局指定申請書」を提出する必要があります。
- その際、必要事項を記載し「オンライン資格確認の導入計画書」も添付して提出してください。
- 各地方厚生（支）局の保険医療機関・保険薬局の指定に関する申請については、二次元バーコードを読み取りしていただき、各地方厚生（支）局のページをご確認ください。

（別紙2）

オンライン資格確認の導入計画書

Ⅰ．医療機関・薬局の基本情報

① 医療機関・薬局	（フリガナ）			
	名 称			
	所在地	〒 －		
② 開設者（法人の場合は代表者）	（フリガナ）		保険医又は保険薬剤師の登録の記号及び番号	
	氏 名			
	住 所	〒 －		
	電話番号	－ －	Email（任意）	

Ⅱ．届出内容

（1）ポータルサイト関係手続	
③ アカウント作成 （済み／未実施）	
④ 利用申請・電子証明書の発行申請 （済み／未実施）	
（2）カードリーダー	
⑤ 調達状況 （ア～ウから選択）	
（ア 整備済み　イ 契約済み （　月整備予定）　ウ 見積もり中）	
⑥ メーカー名	
（3）ネットワーク整備	
⑦ 整備状況 （ア～ウから選択）	
（ア 整備済み　イ 契約済み （　月整備予定）　ウ 見積もり中）	
⑧ ネットワーク導入事業者名	
⑨ ネットワーク種類 （IP-VPN／IPsec+IKE）	
（4）導入作業等	
⑩ 導入作業開始（予定）日	西暦　年　月　日
⑪ システム導入事業者名	
⑫ 運用開始（予定）日	西暦　年　月　日
⑬ 診療・調剤開始（予定）日	西暦　年　月　日

※ 本計画書は、保険医療機関等の指定申請書に添付して、地方厚生（支）局に提出してください。
ただし、保険医療機関等の指定を受ける時点からオンライン資格確認の経過措置に該当するやむを得ない事情がある医療機関等であって、指定の申請の際に併せて経過措置の届出を行ったものについては、この限りではありません。

※ オンライン資格確認の導入に当たっては、「ネットワーク整備を含むオンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」の内容も参考に、計画的な準備をお願いします。

北海道厚生局	関東信越厚生局	近畿厚生局	四国厚生局
東北厚生局	東海北陸厚生局	中国四国厚生局	九州厚生局

お問い合わせ

オンライン資格確認に係る不明点の解消に向けては、以下の４つの解決方法（FAQ・チャットボット・問い合わせフォーム・電話）を用意しています。

FAQページ

- **概要**
  FAQは、オンライン資格確認や診療/薬剤・特定健診等情報閲覧に関する**よくある質問とその対応方法**を記載しています。
- **操作手順**
  医療機関等向け総合ポータルサイトから各事業のFAQのページへアクセスして下さい。カテゴリーごとに対応方法が記載されています。また、キーワードを入力することで関連情報を検索できます。

アクセスはこちら

チャットボット

- **概要**
  チャットボットは、オンライン資格確認や診療/薬剤・特定健診等情報閲覧について**24時間365日相談できる問い合わせ窓口**です。自動応答により、知りたい情報を即時に取得することができます。
- **操作手順**
  医療機関等向け総合ポータルサイトのトップページ＞オンライン資格確認＞ オンライン資格確認（顔認証付きカードリーダーを用いた資格確認）からチャットボットのページにアクセスして下さい。チャットに表示される案内に従って情報を入力・選択することで、知りたい情報が表示されます。

アクセスはこちら

問い合わせフォーム

- **概要**
  問い合わせフォームは、オンライン資格確認や診療/薬剤・特定健診等情報閲覧について担当者へメールで相談できる問い合わせ窓口です。24時間365日問い合わせ可能ですが、担当者からの回答までに日数を要する場合があります。
- **操作手順**
  医療機関等向け総合ポータルサイトから問い合わせフォームのページにアクセスして下さい。返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。

アクセスはこちら

電話

- **概要**
  コールセンターでは専任のスタッフが電話で直接対応します。ただし、窓口の混雑時や営業時間外はチャットボットや問い合わせフォームをご活用下さい。
- **営業時間:** 平日8:00～18:00　土曜日8:00~16:00（いずれも祝日を除く）
- **電話番号:** 0800-080-4583（通話無料）

〈参考〉オンライン請求の開始方法

オンライン資格確認に併せて、診療報酬・調剤報酬のオンライン請求の準備もお願いします。

○　医療機関等向け総合ポータルサイトのトップページ＞オンライン資格確認> オンライン資格確認（顔認証付きカードリーダーを用いた資格確認）から「利用申請・補助申請される方」内の7. オンライン請求利用申請から申請可能です。

https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/application/post-10.html

○　オンライン請求システムによる請求を開始する前々月（診療・調剤月の前月）20日までに申請願います。なお、申請に必要な情報は次のとおりです。

申請時に必要な情報

- □レセコンのプログラム名称（レセコンのソフトの名称及びシリーズ名）
- □レセコンのソフトメーカー名（レセコンのソフトメーカー名又はプログラムの作成者の氏名）
- □パソコンの基本ソフト（OS）・ブラウザ
- □電気通信回線種別

○　申請翌月の月初に「レセプトのオンライン請求に係る手続完了のお知らせ」が届きますので、同封されている「オンライン請求ユーザ設定情報」及び「簡易マニュアル」に基づきオンライン請求システムのセットアップをお願いします。

※　医療機関等向け総合ポータルサイトからの申請が困難な医療機関・薬局の皆様については、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を記載の上、オンライン請求システムによる請求を開始する前々月20日までに審査支払機関（支払基金審査委員会事務局・国保連合会の両方）に提出してください。